

平成 28 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 28 年 9 月 7 日 提 出

目 次

同意第3号	教育委員会委員の選任について	1
同意第4号	教育委員会委員の選任について	2
報告第4号	損害賠償の額の決定及び和解について	3
報告第5号	平成27年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について	5
認定第1号	平成27年度東浦町一般会計決算の認定について	別添
認定第2号	平成27年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	別添
認定第3号	平成27年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について	別添
認定第4号	平成27年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	別添
認定第5号	平成27年度東浦町下水道事業特別会計決算の認定について	別添
認定第6号	平成27年度東浦町水道事業会計決算の認定について	別添
議案第40号	東浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める 条例の制定について	7
議案第41号	東浦町勤労福祉会館条例の一部改正について	9
議案第42号	平成28年度東浦町一般会計補正予算（第2号）	別添
議案第43号	平成28年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第44号	平成28年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第45号	工事請負契約の締結について（（仮称）三丁公園休憩所新築工事）	10

同意第3号

教育委員会委員の選任について

次の者を平成28年10月1日から教育委員会委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成28年9月7日提出

東浦町長 神谷明彦

久米 賢治

提案理由

教育委員会委員久米賢治が、平成28年9月30日任期満了となることに伴い、再任するため提案するものである。

同意第4号

教育委員会委員の選任について

次の者を平成28年10月1日から教育委員会委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成28年9月7日提出

東浦町長 神谷明彦

水野 善久

提案理由

教育委員会委員水野善久が、平成28年9月30日任期満了となることに伴い、再任するため提案するものである。

報告第4号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月7日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年6月24日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について

道路の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成28年4月25日（月）午前11時35分頃、相手方が生路字浜田にある駐車場から町道生路45号線に出ようと車両を発進させたところ、集水^{ます}樹の蓋が跳ね上がり、当該車両の底部が破損した。

2 相手方の住所及び氏名

3 損害賠償の額

419,700円

	甲（東浦町）	乙（****）
損害額	0円	419,700円
過失割合	100%	0%
賠償額	419,700円	0円

4 和解の内容

甲は乙に対して、419,700円を支払うこととする。

報告第5号

平成27年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年9月7日提出

東浦町長 神谷明彦

平成 27 年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△7.74)	13.42	20.00
連結実質赤字比率	— (△23.70)	18.42	30.00
実質公債費比率	1.7	25.0	35.0
将来負担比率	— (△11.6)	350.0	

注 () 内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	—	20.0
東浦町下水道事業特別会計	—	

注 比率の「—」は資金不足額がなく資金剰余額がある場合

議案第 40 号

東浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

東浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 9 月 7 日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、東浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 委員の定数は、13 人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 農地利用最適化推進委員の定数は、8 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東浦町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 東浦町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 32 年東浦町条例第 47 号）は廃止する。

(東浦町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止に伴う経過措置)

3 東浦町農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任する間は、前項の規定による廃止前の東浦町農業委員会の選挙による委員の定数条例に規定する選挙による委員の定数については、なお従前の例による。

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
教育委員会委員の項から農業委員会副		教育委員会委員の項から農業委員会副	

会長の項まで 略			会長の項まで 略		
農業委員会委員	月額	21,000 円	農業委員会委員	月額	21,000 円
農地利用最適化推進委員	月額	21,000 円			
固定資産評価審査委員会委員の項から その他の非常勤の職員の項まで 略			固定資産評価審査委員会委員の項から その他の非常勤の職員の項まで 略		
備考 略			備考 略		

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、東浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため提案するものである。

議案第 41 号

東浦町勤労福祉会館条例の一部改正について

東浦町勤労福祉会館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 9 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

東浦町勤労福祉会館条例(昭和 54 年東浦町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表(第 8 条関係)		別表(第 8 条関係)	
区分	1 時間当たりの使用料の額(円)	区分	1 時間当たりの使用料の額(円)
会議室 1	1,540	会議室 A	各室 510
会議室 2	略	会議室 B	
和室 1 の項から配膳室設備の項まで	略	会議室 C	1,540
備考 略		会議室 D	略
		和室 1 の項から配膳室設備の項まで	略
		備考 略	

附 則

- この条例は、平成 28 年 12 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- この条例による改正前の東浦町勤労福祉会館条例第 5 条の規定による施行日前にした同日以後の会議室 C 及び会議室 D の利用の許可は、会議室 C の利用の許可にあつてはこの条例による改正後の東浦町勤労福祉会館条例(以下「改正条例」という。)第 5 条の規定による会議室 1 の、会議室 D の利用の許可にあつては改正条例第 5 条の規定による会議室 2 の利用の許可とみなす。

提案理由

会議室 A 及び会議室 B を廃止し、並びに会議室 C 及び会議室 D の名称を変更するため提案するものである。

議案第 45 号

工事請負契約の締結について（（仮称）三丁公園休憩所新築工事）
下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 28 年 9 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- 1 工 事 名 (仮称) 三丁公園休憩所新築工事
- 2 路線等の名称 三丁公園
- 3 工 事 場 所 知多郡東浦町大字藤江字三丁地内
- 4 工 事 概 要 鉄骨造一部壁式鉄筋コンクリート造、平屋建、延床面積
300.36 平方メートルの建築工事
- 5 契 約 金 額 73,116,000 円
- 6 契約の相手方 知多郡東浦町大字藤江字上之山 122 番地の 2
株式会社竹内組
代表取締役 竹内 和男
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札（総合評価落札方式）

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。